

令和6年4月26日

行方市長 鈴木 周也 様

行方市情報公開審査会
会長 百瀬 勝朗

行政文書不開示決定処分に係る意見の求めについて(答申)

令和6年3月11日付け行総第379号で当審査会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

行方市長(以下「実施機関」という。)が令和6年2月21日付け行事第362号によりその全部を不開示とした不開示決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年2月6日、行方市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づいて、実施機関に対し、「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業提案書」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を特定した。
- (3) 実施機関は、条例第7条第3号アの規定に基づき、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示決定を行い、令和6年2月21日付けで審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、令和6年2月22日付けの審査請求書により、実施機関に対し、不開示決定処分の取り消し裁決を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について令和6年3月11日付けで実施機関から条例第20条の規定に基づく諮問を受けた。
- (6) 当審査会の本件審査に際し、実施機関から、令和6年3月5日付けの弁

明書及び審査請求人から行方市長宛て提出のあった令和6年3月18日付けの反論書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業の公募型プロポーザルの提案書であり、他自治体(例えば八王子市)では、提案審査の前に一般に全提案書は全市民からの評価を受けるために当然公表しているものであるから、本市において開示しないのは、不当である。
- (2) 一般に公共事業に参加するために審査の対象として提出されたものであるから、不開示にする理由はない。
- (3) 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためというのを不開示理由として使われているが、公共事業に参加するのに提出された提案書であるから提案の時点でかかる利益は当然放棄された上での提案と解すべきであるから、不開示に正当な理由はない。
- (4) 「提案者の有する当該施設の活用や改修方法に係る設計等のノウハウ・アイデアや、融資の確保や収支計画を含む運営方針等に係る情報であるとともに、当該提案に係る募集要項において開示を前提としていないことから提案者は開示を認めていない」というが、当該提案は採用され、提案による改修がまもなく完了し、公開され、運営が開始されることから、不開示の価値がない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示を請求した「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業提案書」を不開示とした処分については、提案者の有する当該施設の活用や改修方法に係る設計等のノウハウ・アイデアや、融資の確保や収支計画を含む運営方針等に係る情報であるとともに、当該提案に係る募集要項において開示を前提としていないことから、提案者は、開示を認めていない。
- (2) 以上のことから、当該情報が開示されることにより、公正な競争関係における地位及び協力関係を害するおそれがあるため、不開示としたものである。

5 審査会の判断

- (1) 行方市情報公開条例第7条第3号アで規定する、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれについては、行方市特有の規定ではなく、他の自治体の情報公開条例にも同様の規定がある。
 - (2) 国の指針によると、利益を害することについては、法人の性格、権利・利益の内容、法人等と行政との関連性等を十分に考慮しながら、個別・具体的に判断する必要があるとされていることから、情報の不開示によって守られる法人の利益の保護をはじめ、憲法上で保護された権利、当該情報が公開されることによる住民の受け止め方、当該情報の性質、公開することによる行政と法人との信頼性・関係性なども十分に考慮される必要がある。
 - (3) 本件請求における提案書の内容は、当該施設の活用や改修方法に係る構造設計及び融資の確保や収支計画を含む運営方針等に係る具体的な数値等が入っており、企業の有する独自のノウハウ・アイデアが注力されている部分であることから、秘匿性が高いものである。
 - (4) また、当該施設の構造設計については、維持管理における防犯上の観点からも、秘匿性が高いものである。
 - (5) 実施機関は、不開示の理由として、当該提案書について、公開を前提としたものではなく、提案者も公開を認めていないとの主張をしているが、当審査会において再度確認したところ、提案書の一部については、提案者の承諾のもと市議会への説明資料として提出されており、実施機関の主張と異なることが確認された。
 - (6) したがって、募集段階において、住民全体の代表者である市議会議員に対して、すでに提出されている提案書の一部は、公表されたものと解され、提案書の全部を不開示とする理由はない。
 - (7) 以上のことから、霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業提案書については、行方市情報公開条例第7条第3号アに掲げる情報が記録されているものの、すでに公表されている部分については開示し、部分開示とすべきと考える。
- よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

開示すべき部分

「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業提案書」のうち、様式番号#01(1/7)、様式番号#01(2/7)、様式番号#01(3/7)、様式番号#03(1/7)、様式番号#03(2/7)(うち収支計画表は除く。)、様式番号#03(3/7)、様式番号#03(4/7)、様式番号#03(5/7)、様式番号#03(6/7)、様式番号#03(7/7)、様式番号#05(2/10)、様式番号#05(3/10)、様式番号#05(4/10)及び様式番号#05(5/10)